

# 営業時間短縮要請協力金について

## ○ 営業時短要請の対象市町村・期間等について

県ホームページなどで最新の情報を確認してください。

## ○ 協力金の額（中小企業又は個人事業主の場合※）（1店舗当たり）

前年又は前々年※の1日当たりの売上高	金額
8万3,333円以下の店舗	2.5万円×要請の日数
8万3,333円から25万円までの店舗	[前年又は前々年の1日当たりの売上×0.3] ×要請の日数
25万円以上の店舗	7.5万円×要請の日数

## ○ 協力金の額（大企業の場合）（1店舗当たり）

[前年又は前々年※からの1日当たりの売上高減少額×0.4(単価\*)]×要請の日数

\*単価の上限：①又は②のいずれか低い額

①20万円 ②前年又は前々年の1日当たりの売上高×0.3

※**中小企業**又は**個人事業主**でも売上高や売上高減少額が多い場合は、**大企業と同様の算定方式も選択可能**

※新規開業で、前年以前の売上がない場合は、開業日から要請の開始日の前日までの1日当たりの売上高の平均により算定

※事業承継等があった場合には、事業承継前の事業者の前年又は前々年の1日当たりの売上高を基に協力金の額を算定します。

（事業承継等の事実を証する書類及び事業承継前の事業者の確定申告書等が必要）

## ○ 支給対象者の要件

- 通常午後8時から午前5時までの間に営業を行っている飲食店の経営者
- 要請の期間の開始日以前に飲食店を開業しており、営業の実態がある
- 茨城県からの営業時間短縮要請期間の全てにご協力いただいた事業者である
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている者である
- 県が定めるガイドライン等に基づき感染防止対策を実施し、いばらきアマビエちゃんに登録している

○アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）、○手指消毒の徹底、○食事中以外のマスク着用の推奨、○換気の徹底、○利用登録の声掛け など

 閉店しているにも関わらず、協力金の申請をされた方などには、支給額を返金していただきます。

## ○ その他

- ・審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に変えます。
- ・国や市町村の求めに応じて、申請情報を提供することがあります。
- ・後日調査する可能性がありますので、売上を証する書類（会計伝票等）を5年間保存してください。

## 申請期間

令和3年5月10日（月）から令和3年6月30日（水）まで

## 申請方法

- 電子申請
- 書面申請 【配付場所】市町村役場又は商工会・商工会議所

## ○ 必要書類

- 新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金申請書(様式第1号。書面申請のみ)
- 協力金の振込先の通帳等の写し
- 食品営業許可証の写し（申請する店舗の分全て）
- 申請店舗の外観・内観の写真等（スマートフォンで写真撮影したものでも可）
  - ①営業している事実の確認ができる外観及び内観の写真
  - ②申請する店舗の分全ての元々の営業時間の短縮を告知するHPや店頭ポスターの写し及び営業時間が分かるもの
- 本人確認書類の写し（申請者が個人事業主の場合のみ）
- **【1店舗当たり2.5万円/日を超える申請の場合のみ】**（共通）売上帳等の帳簿の写し、  
（法人の場合）法人税の確定申告書別表一の控え  
（個人の場合）所得税の確定申告書第一表の控え

### 宣誓・同意事項

**⚠ 宣誓・同意事項に反している場合は支給額を返金していただきます。**

申請者は、次の事項について宣誓が必要です。

- ・支給対象者の要件を満たすこと
- ・暴力団及び関係者等、地方公共団体など不支給要件に該当しないこと。また、暴力団及び関係者等に該当しないことを確認するため、警察本部に照会することについて承諾すること
- ・関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること
- ・申請に係る情報について、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること
- ・虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合
- ・営業時間短縮要請期間後も事業を継続する意思があること。
- ・県や業界団体が作成する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること
  - アクリル板等（パーティション）の設置**（又は座席の間隔の確保）
  - 手指消毒の徹底、○食事中以外のマスク着用の推奨、○換気の徹底** など
- ・営業時間短縮要請に応じた**（協力金を支給した）店舗名及び所在地を公表**することに同意すること
- ・**いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。**

## ○ 問合せ先等

【書面申請の提出先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 宛

（茨城県産業戦略部中小企業課）

\* 書面申請は簡易書留等郵便物の追跡ができる方法で郵送してください

\* 対面での申請書類の受付や説明は行いません

【問い合わせ先】Tel.029-301-5393

【開設時間】 9時～17時（平日のみ）

詳細については、茨城県HPに掲載しております。

茨城県HP（協力金に関するページ）

電子申請もこちらから

